

**地域経済の好循環及び持続可能な地域社会を  
実現するための地方税財政改革についての意見**

**令和6年5月31日**

**地 方 財 政 審 議 会**

# 地域経済の好循環及び持続可能な地域社会を 実現するための地方税財政改革についての意見

はじめに.....	1
第一 目指すべき地方財政の在り方.....	3
1. 目指すべき地域の姿.....	3
2. 持続可能な地方税財政基盤の構築.....	3
3. 地方財政の健全化.....	4
第二 民間の賃上げや物価高への対応等.....	5
第三 令和6年能登半島地震への対応等、安全・安心の確保のための防災・減災 及び国土強靱化の推進等と消防防災力の強化.....	6
1. 令和6年能登半島地震への対応等.....	6
2. 安全・安心の確保のための防災・減災、国土強靱化の推進等.....	7
(1) 安全・安心の確保のための防災・減災、国土強靱化の推進.....	7
(2) 上下水道の地震対策の推進.....	7
3. 消防防災力の強化.....	8
第四 地域経済の好循環及び持続可能な地域社会の実現に向けた取組.....	9
1. 地域における人への投資等.....	9
2. 地域経済の活性化等を通じた地域経済の好循環の実現.....	11
(1) デジタル田園都市国家構想等の実現.....	11
(2) デジタル行財政改革への対応.....	12
(3) 地域におけるGXの推進.....	13
3. こども・子育て政策の強化.....	15
4. 少子化・人口減少を見据えた広域連携の推進、持続可能な地域コミュニティの形成 及び公共施設等の適正管理.....	17
(1) 少子化・人口減少を見据えた広域連携の推進、持続可能な地域コミュニティの 形成.....	17
(2) 公共施設等の適正管理.....	18
5. 全世代型社会保障構築を目指す改革.....	19
第五 一般財源総額の確保等.....	20
1. 今後の地方歳出の構造の変化.....	20
2. 一般財源総額の確保.....	22

3. 地方財政計画及び地方交付税の役割等.....	23
おわりに.....	24

## 資料

## 地域経済の好循環及び持続可能な地域社会を 実現するための地方税財政改革についての意見

令和6年5月31日  
地方財政審議会

当審議会は、地域経済の好循環及び持続可能な地域社会を実現するための地方税財政改革について検討した結果、次のとおり結論を得たので、総務省設置法第9条第3項の規定により意見を申し述べる。

### はじめに

本年は、能登半島地震の発生とともに始まった。今般の地震により、特に甚大な影響を受けた能登半島の市町は、高齢化率も高く、半島という地理的な制約もあって、地域コミュニティの再生のために乗り越えるべき課題も多い。インフラの老朽化による課題が明らかになった一方で、今回の震災においては、新たな官民連携による物流システムの構築や、ドローン・通信サービスなど新たな技術を活用した被災状況調査などが行われた。人口減少下における今後の行政の在り方を考える上で、一つの道標となり得るのではないだろうか。

我が国は、どのような地域であっても自然災害のリスクが存在し、特に近年は、災害が激甚化・頻発化している。こうした中で、今回の能登半島地震により被害を受けた地方自治体は、自らの地域を、そして、その地域に生きる住民の生活や生業を守り、再建するために、今も懸命の努力を続けている。災害時に、被災者の生活や生業を再建すること、そして地域の再生に取り組むことは、地域における行政を広く担ってきた地方自治体の極めて大きな役割であり、インフラの整備等を通じた物理的な強靱化のみならず、地域における「自治」の力を強くしていくことこそが、災害対応においては、何よりも肝要であると改めて痛感させられた。

一方、少子化による人口減少や団塊の世代及び団塊ジュニアの高齢化

に伴う本格的な高齢化社会の進展等による資源制約等を踏まえつつ、多様化・複雑化する地域の行政ニーズに応えるためには、公共私力を結集して適切な役割分担のもと連携していくこと、社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（DX）の進展に適応し新たな技術の力を地域の課題解決に活かしていくこと、圏域の設定などによる広域連携の深化・強化なども今日の地方自治体に求められている。

また、令和5年12月の第33次地方制度調査会答申においては、大規模な災害等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における行政の在り方、DXが進展する中での行政の在り方、そのいずれを検討する際においても、コミュニケーション・情報共有がその中核をなす要素であると改めて指摘されている。

今後も、住民とのコミュニケーションを通じて、地域の課題に総合的・包括的に関わっていくべき地方自治体が十分にその役割を果たせるよう、地方行財政基盤の確立が重要であり、そのために、国は、万全の措置を講じることが必要不可欠である。

近く、政府はいわゆる「骨太の方針」において、経済財政運営と改革の基本方針を示すこととしている。

こうした状況に鑑み、当審議会は、目指すべき地域の姿と地方財政の在り方を掲げた上で、地域経済の好循環及び持続可能な地域社会を実現するための地方税財政改革に対する考え方を示すこととした。

## 第一 目指すべき地方財政の在り方

### 1. 目指すべき地域の姿

どのような地域であっても、どの時代に生まれても、住民に安心と安全、そして満足度を高めて幸せをもたらし、社会経済の変化にも対応する持続可能な地域社会が、目指すべき地域の姿である。

我が国における住民への身近な行政サービス提供の担い手である地方自治体（資料1）が、社会経済情勢の大きな変化に柔軟かつ的確に対応し、人々の生活に必要なサービスを安定的、持続的に提供していくことが、住民の生活を守り、住民が幸せに暮らすことができる持続可能な地域社会の実現につながる。このような目指すべき地域の姿の実現に資する地方税財政制度を構築することが重要である。

### 2. 持続可能な地方税財政基盤の構築

地方自治体が、住民生活に身近なサービスを安定的、持続的に提供した上で、それぞれの地域の実情に応じて、創意工夫を凝らしながら持続可能な地域社会を構築していくための取組を進めていくためには、持続可能な、確固たる税財政基盤の構築が不可欠であり、地方自治体が自らの判断で自由に使うことのできる地方税や地方交付税等の一般財源の総額を適切に確保していく必要がある。一般財源をどの程度確保できるかが、地方の円滑な財政運営の可否に直結する。

その際、地方税の充実確保を図るとともに、東京一極集中が続く中、行政サービスの地域間格差が過度に生じないように、地方自治体間の税収の偏在状況や財政力格差の調整状況等を踏まえつつ、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組むべきである。

その上でなお生じる税源の偏在に関しては、全国どのような地域であっても、一定水準の行政サービスを確保するために必要な財源を保障する地方交付税の機能が、引き続き適切に発揮されることが必要である（資料2）。このため、地方交付税の総額を適切に確保すべきである。

### 3. 地方財政の健全化

持続可能な地方税財政基盤の構築が重要である一方、近年の地方財政の状況をみると、これまで厳しい歳出抑制を行ってきてもなお、平成8年度以降、継続して地方交付税法第6条の3第2項の規定に該当する巨額の財源不足が生じている（資料3）。また、近年における地方の債務残高は、全体として減少傾向にあるとはいえ、なお180兆円近い規模で推移している。その中でも、臨時財政対策債の残高は、平成13年度の制度創設以降、右肩上がりに増加し、平成30年度末には約54兆円に至り、令和6年度には税収の改善等を背景に減少したものの、年度末残高は、なお約46兆円となる見込みである。加えて、交付税特別会計借入金残高は約28兆円あり、あわせて、地方の特例的な債務残高が約74兆円存在する（資料4）。

地方財政の本来あるべき姿は、臨時財政対策債のような特例的な地方債に依存せず、かつ、巨額の債務残高によって圧迫されない状態である。令和6年度においては、臨時財政対策債の新規発行額は4,500億円と、制度創設以来最少の額となったが、こうした特例的な地方債の新規発行については、できる限り早期の解消を目指すべきである。その上で、巨額に上る地方の特例的な債務残高の着実な縮減に、昨今の金利上昇の影響にも留意しつつ、取り組んでいく必要がある。

このため、地域経済の好循環を通じた地方税等の自主財源の増加に努めるとともに、引き続き、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うことが重要である。

## 第二 民間の賃上げや物価高への対応等

我が国においては、地方自治体は、多くの行政サービスの提供主体として住民との結節点となっており、国と比べ、公務員の数が多いことや、行政サービスを提供する施設数が多く、地方自治体のサービス・施設管理等に係る委託費も多額に上ることから、地域における「賃金と物価」の好循環の実現のためには、民間給与や物価の動向を踏まえ、必要な経費を地方財政計画に適切に反映することが重要である。

令和6年度地方財政計画においては、令和5年人事委員会勧告に伴う給与改定に要する経費や、会計年度任用職員の勤勉手当の支給に要する経費等について、所要額が計上されたところであるが、物価高を上回る持続的で構造的な賃上げの実現のための取組が進められ、今後も民間給与の継続的な上昇が見込まれる中で、地方自治体においては、人事委員会勧告を踏まえつつ、地域における民間給与等の状況を勘案して適切に対処するとともに、国においては、地方財政計画に必要な経費を適切に計上する必要がある。また、会計年度任用職員の給与改定に要する経費についても、引き続き、地方財政計画への適切な計上が必要である。

また、世界的なインフレ率の高止まり等を背景とする輸入物価の上昇に端を発する物価高の継続が、国民生活等に影響を与えている状況において、令和6年度地方財政計画においては、学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体施設の光熱費の高騰や、ごみ収集、学校給食など地方自治体のサービス・施設管理等の委託費の増加への対応として、令和5年度に引き続き、地方財政計画の一般行政経費（単独）において700億円が増額計上されたところである。

政府として、賃金上昇やコストの適切な価格転嫁を伴う「賃金と物価」の好循環の実現を目指し、下請取引適正化をはじめとする中小企業の価格転嫁対策などの適切な価格転嫁を進めるための取組を推進している中で、地方自治体の施設管理や様々なサービスに係る民間への委託料等についても、適切な転嫁を進める観点からも、引き続き、物価上昇を踏まえた適切な対応が必要である。



### 第三 令和6年能登半島地震への対応等、安全・安心の確保のための防災・減災及び国土強靱化の推進等と消防防災力の強化

#### 1. 令和6年能登半島地震への対応等

昨今の災害の発生状況等を踏まえ、地方自治体は、有事の際の備えとして、財政調整基金等への積立など将来を見据えた対応を行っているところであるが、近年は、災害そのものが激甚化・頻発化してきていること、また、今回の能登半島地震のように財政力が低い地域が災害により特に大きな影響を受けることがあり得ること等を踏まえると、災害時において、その影響を受けた地方自治体の財政運営に支障が生じないように、適切な地方財政措置を講じることが重要である。

令和6年1月に発生した能登半島地震への対応については、一般会計予備費の使用等の国の予算上の対応に加え、1月25日に、被災者の生活と生業支援のためのパッケージが取りまとめられ、「地方公共団体における住民支援や行政機能の維持及び復旧・復興のために必要となる様々な財政需要を的確に把握し、適切に地方財政措置を講じる」こととされたこと等を踏まえ、これまでに災害廃棄物処理事業、なりわい再建事業、上下水道の災害復旧事業、宅地液状化防止事業等に対する地方財政措置の拡充が行われたところである。引き続き、被災自治体の実情を丁寧に把握し、適切に地方財政措置を講じるべきである。

また、復興基金に対する地方財政措置については、これまで極めて大きな災害が発生し、復興に相当の期間を要すると見込まれ、各年度の措置では対応が難しい場合に、個別の国庫補助を補い、国の制度の隙間の事業について対応する例外的な措置として実施してきた。こうした復興基金に対する地方財政措置を、石川県に対して行うと表明されたことは、その被害状況等を踏まえれば、適切な対応である。石川県以外の被災自治体についても、液状化等の被害があることから、その財政運営に支障が生じないように、引き続き、その実情を丁寧に把握し、適切な地方財政措置を講じるべきである。

## 2. 安心の確保のための防災・減災、国土強靱化の推進等

### (1) 安全・安心の確保のための防災・減災、国土強靱化の推進

近年、地震、豪雨、高潮、暴風など、自然災害が激甚化・頻発化する状況において、住民の安全・安心を守る地方自治体の役割はますます高まっており、様々な自然災害に備えるための防災・減災対策に、これまで以上に積極的に取り組んでいくことが求められている。

現在、令和3年度から令和7年度までを期間とする「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に取り組んでいるところであり、本対策に基づき行われる事業に係る地方負担については、引き続き、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債等により適切に財政措置を講じるべきである。

また、地方自治体が、本対策と連携しつつ、地方単独事業による取組を推進できるよう、緊急防災・減災事業債や緊急自然災害防止対策事業債について、地域の防災対策の実情やニーズ等を踏まえ、必要に応じて措置の拡充も検討しつつ、引き続き、適切に財政措置を講じるべきである。緊急浚渫推進事業債については、令和6年度までが事業期間とされているが、実際に豪雨時に河川氾濫や浸水被害などが発生しなかったといった防災上の効果が広く認識され、活用実績は年々増加している。同事業債の令和7年度以降の在り方について、地方自治体の取組状況等を踏まえ、適切に検討すべきである。

各地方自治体は、自然災害から住民の生命と財産を守るため、こうした財政措置を積極的に活用し、防災・減災、国土強靱化対策に集中的に取り組む必要がある。

### (2) 上下水道の地震対策の推進

能登半島地震では、最大約14万戸で断水が発生するなど上下水道施設に大きな被害が発生し、生活に必要不可欠なライフラインとして、上下水道の重要性が改めて認識されることとなった。

また、上下水道施設の耐震化については、令和3年度から令和7年度までを期間とする「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」において、水道及び下水道の管路の耐震化に係る数値目標を掲げて取組が行われているが、管路の耐震化率は他のライフラインに比べて低位となっている。

こうしたことを踏まえ、水道・下水道事業それぞれの現状を分析し、耐震化をはじめとした災害に強く持続可能な上下水道の整備をどのように進めていくのか、地方自治体への支援の在り方を含めて速やかに検討すべきである。

### 3. 消防防災力の強化

令和6年能登半島地震をはじめとする災害の最前線で国民の生命・財産を守る消防の役割は近年益々増大しており、消防防災力の強化を図ることが重要である。

具体的には、緊急消防援助隊について、小型軽量化された車両・資機材の整備や関係機関との連携強化等により、迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備を推進すべきである。

加えて、大規模火災を踏まえた新技術等の導入・普及促進や官民連携による革新的技術の実用化に向けた研究開発の推進、災害時の通信体制の強化等による消防防災対策の強化も必要である。

また、大規模災害時には常備消防だけでは対応できない場合もあるなど地域に密着した消防団の役割は極めて大きい。そのため、大規模災害等に備えた車両・資機材・拠点施設等の充実強化等を進めるとともに、団員の一層の確保に向けた企業との連携等による入団促進を積極的に行っていくべきである。

## 第四 地域経済の好循環及び持続可能な地域社会の実現に向けた取組

今後本格的な人口減少・少子高齢化が進むと見込まれる中で、現在、我が国においては、国・地方が総力を挙げて、地域経済の好循環及び持続可能な地域社会の実現に向けた取組を進めているところであるが、地方財政は国の財政と並ぶ公経済における車の両輪として、重要な位置を占めており、地方においても、その効果が地域のすみずみまで行き渡るよう、積極的に取組を推進することが重要である。

### 1. 地域における人への投資等

D X、G Xといった大きな変革の波の中にあって創造性を発揮するためには、人の重要性が増しており、人への投資の強化が必要である。

全国的に官民でデジタル人材が不足する中で、地域D Xを推進するためには、デジタル人材の確保が大きな課題となっている。そのため、すべての都道府県において速やかに、市町村と連携したD X推進体制を構築し、その中で市町村の求めるD X支援のための人材プール等の必要な機能を確保できるよう、人材確保・育成のノウハウの提供、アドバイザーの派遣、好事例の横展開、財政措置などの強化を検討すべきである。

地域におけるリスクリングの推進については、令和5年度から、地方財政措置が講じられており、地方自治体においては、各都道府県に組織されている地域職業能力開発促進協議会における協議を踏まえ、地域に必要な人材確保のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスクリングの推進に、引き続き継続的に取り組むことが必要である。

また、地域経済の好循環の実現のためには、その地域経済における影響も踏まえ、地方自治体においても、民間給与の上昇を踏まえた地方公務員の給与改定の実施や、物価上昇を踏まえた地方自治体の施設管理や様々なサービスに係る民間への委託料等の増額など、適切な対応が必要である。

地方公務員の人材育成・確保については、複雑・多様化する行政課題に対応する上で、その重要性は以前にも増して高まっていることから、

令和5年12月に国において「人材育成・確保基本方針策定指針」を策定するとともに、令和6年度から、地方自治体が複雑・多様化する行政課題に対応できる人材を育成するための研修経費に対して地方財政措置を講じたところである。引き続き、地方自治体においては、リスキリングやスキルアップによる計画的・体系的な人材の育成や、多様な人材の採用等を戦略的に進めることが重要である。

なお、教員の働き方改革に関しては、依然として教員の長時間勤務が課題となっており、中央教育審議会の特別部会において、時間外勤務手当の代わりに支給されている教職調整額の見直し等を盛り込んだ総合的な方策が取りまとめられたところである。教員の処遇改善については、職務の負荷に応じたメリハリある給与体系とするなど、地方の意見を十分に踏まえつつ、その財源確保の在り方も含めて検討した上で、所要の財源を確保する必要がある。

## 2. 地域経済の活性化等を通じた地域経済の好循環の実現

### (1) デジタル田園都市国家構想等の実現

デジタル田園都市国家構想の実現により、少子高齢化や過疎化といった地域社会が抱える様々な課題の解決につながることへの期待は大きく、地方自治体においては、「デジタル田園都市国家構想基本方針」（令和4年6月7日閣議決定）に基づき策定された「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和4年12月23日閣議決定）を踏まえつつ、目指すべき地域像を再構築した上で、構想の実現に向けた取組を推進していくことが求められる。

国においては、地方自治体が、地域の実情に応じ、少子化に歯止めをかけ、地域の人口減少がもたらす諸課題を克服し、将来にわたる成長力の確保を目指す地方創生の推進に自主的・主体的に取り組むとともに、地域が抱える課題のデジタル実装を通じた解決に取り組めるよう、支援すべきである。

令和6年度の地方財政計画において、「デジタル田園都市国家構想事業費」として、1兆2,500億円が計上されたところであるが、地方創生は息の長い取組が必要であること等を十分踏まえて、今後も、引き続き地方財政計画に所要額を計上し、適切に地方財政措置を講じるべきである。

加えて、地方への人の流れの創出・拡大に資するよう、地域おこし協力隊や地域活性化起業人等の取組の更なる推進に取り組むべきである。具体的には、「地域おこし協力隊」について、令和8年度までに現役隊員数を10,000人まで増やす目標に向け、応募者数の増加や隊員・地方自治体双方へのサポートの充実を図るほか、都市部の企業の社員を地域活性化の即戦力として活用する「地域活性化起業人」について、副業型も含め、三大都市圏の企業への周知広報など、制度の更なる活用に向けた取組を強化する必要がある。

さらに、ローカルスタートアップ支援制度による地域の経済循環の促進、地域の暮らしを守る地域運営組織の持続的な運営支援等に取り組む

べきである。

また、自治体行政におけるDXの推進については、国は、自治体フロントヤード改革のモデル事業や先進・優良事例の横展開等を通じて、引き続き、取組を強力に推進すべきである。マイナンバーカードの普及と利活用促進については、地方のDXの基盤となるものであることから、必要な情報セキュリティを確保しつつ、引き続き、着実に進めていくことが重要である。

なお、地域振興に資する民間投資を一層促進するため、令和6年度において融資比率の引上げ等を実施したふるさと融資制度について、更なる活用を図り、多様な地域課題・政策課題の解決に繋げていくべきである。

## (2) デジタル行財政改革への対応

急激な人口減少社会への対応として、利用者起点で行財政の在り方を見直し、デジタル技術を最大限に活用して公共サービス等の維持・強化や地域経済の活性化を図る、デジタル行財政改革の取組が進められている。

従来、情報システムの標準化・共通化の取組については、財源面を含め国が主導的な支援を行うこととされており、令和5年度補正予算（第1号）において、標準準拠システムへの移行に要する経費について追加措置されたところであるが、令和7年度末までの移行の難易度が極めて高いと考えられるシステム等の移行経費についても、引き続き、国の責任において全額国費により必要な措置を講じるべきである。また、地方公共団体情報システムの標準化に関する基本方針（令和5年9月8日閣議決定）において、ガバメントクラウドの利用料に関し、「ガバメントクラウドの利用に応じて地方公共団体が負担する」とされ、その負担方法については、「利用料等の見通しや先行事業等での検証結果などを明らかにした上で、デジタル庁、総務省、財務省、地方公共団体等が協議して検討」とされたところであり、利用料等の運用経費の見通しや、その負担方法については、十分に地方自治体の意見も踏まえなが

ら検討を進めるべきである。

現在、デジタル行財政改革会議においては、従来の情報システムの標準化・共通化の取組に加え、国と地方が協力して共通システムを開発し、それを幅広い自治体を利用する仕組みを広げていくことを目指し、議論が行われており、本年6月までに「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」を取りまとめることとされているが、システムの共通化を検討するに当たっては、地方の意見を十分に踏まえることが必要である。その際、国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に係る費用負担については、国・地方双方に効果をもたらすことから、地方自治体が負担することを原則としつつ、必要に応じて国において適切な支援を行うべきである。

また、地方自治体が、デジタル行財政改革の取組を着実に進められるよう、適切に地方財政措置を講じるべきである。

### (3) 地域におけるGXの推進

地方自治体による地域におけるGXの取組を支援するため、令和6年度には、環境省において地域脱炭素移行・再エネ推進交付金が増額計上されるなど、関係省庁において必要な予算が計上されたほか、令和5年度に創設された脱炭素化推進事業債について、再生可能エネルギーの地産地消を一層推進するため、拡充することとされた。また、総務省と地方公共団体金融機構との共同事業である「経営・財務マネジメント強化事業」において、GXアドバイザーを派遣する制度が追加された。

今後も、地方自治体が地域におけるGXの取組を着実に進められるよう、適切に財源を確保するとともに、それぞれの分野を所管する関係省庁が連携して、優良な取組事例を収集・共有するなど地方自治体の取組を支援すべきである。地方自治体においては、これらを活用し、地域におけるGXに積極的に取り組んでいくことが求められる。特に、過疎地域においては、豊富に存在する未利用の再エネを有効活用することにより、こうした地域における経済循環や日本全体の脱炭素化の促進等が期待されることから、令和6年度に創設された過疎対策事業債の「脱炭素



化推進特別分」も、積極的に活用しつつ、地域におけるGXの取組を進める必要がある。

### 3. こども・子育て政策の強化

令和5年の出生数は75万8,631人で、前年の79万9,728人より4万1,097人減少し、過去最少を更新している。若年人口が急速に減少する2030年代に入るまでが、少子化傾向を反転させることができるかどうかの重要な分岐点であり、2030年までがラストチャンスであるとされている。こうした基本的考え方にに基づき、これまでにない規模で、全てのこども・子育て世帯を対象にライフステージ全体を俯瞰して、切れ目ない子育て支援の充実を図るとともに、共働き・共育てを推進していくための総合的な対策を推進するため、国は「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）を策定した。

地方自治体は、児童手当等の経済的支援や保育等の現物サービスといった、こども・子育てサービスの多くを提供する主体であり、現場としてこども・子育て政策の充実に果たす役割が極めて大きい。こうしたことから、こども・子育て政策の強化は国と地方が車の両輪となって取り組んでいくべきである。「こども未来戦略」の「こども・子育て支援加速化プラン」に基づき全国的に実施する事業について、令和6年度においては、地方負担の全額が地方財政計画の歳出に計上されたが、「こども・子育て支援加速化プラン」は令和8年度までの3年間で大宗を実施することとされており、令和7年度以降においても地方負担は増加すると見込まれることから、全国の地方自治体が着実にその役割を果たすことができるよう、国は、地方財政計画の歳出に所要額を計上し、所要の財源を引き続き安定的に確保すべきである。

また、地方自治体がこども・子育て政策の地方単独事業を実施できるよう、令和6年度においては、ソフト事業（現物給付事業）分として地方財政計画の一般行政経費（単独）において1,000億円が増額計上されるとともに、ハード事業分として投資的経費（単独）に新たに「こども・子育て支援事業費」が500億円計上され、こども・子育て支援事業債が創設されたところである。地方自治体が地域の実情に応じて自らの創意工夫により行う独自のこども・子育ての取組などについても、補助事業とともに実施されることにより、少子化対策に更なる効果を発揮するも

のである。地方自治体においては、これらも踏まえ、こども・子育て政策の強化に取り組んでいくことが望まれる。

加えて、普通交付税の道府県分・市町村分の基準財政需要額に、測定単位を「18歳以下人口」とする新たな算定費目「こども子育て費」が創設されたことは、普通交付税の算定に当たり、地方自治体を実施するこども・子育て政策の全体像を示し、こども・子育て政策に係る基準財政需要額の算定をよりの確なものとする観点から適切である。その上で、こどもが少ない地方自治体においても、こども・子育て政策に係る取組を着実に実施する必要があることから、算定に当たっては、こうした団体に適切に配慮すべきである。

児童虐待防止対策に関しては、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（令和4年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）において、児童虐待防止対策の強化を図るため、児童相談所の児童福祉司を令和6年度までに約1,060名、児童心理司を令和8年度までに約950名それぞれ増員することとされており、このプランに基づき、令和6年度は、所要の地方財政措置が講じられている。各地方自治体においては、児童相談所の体制強化に積極的に取り組んでいくことが求められる。国においては、採用活動の支援など、地方自治体の体制強化に向けて、適切に支援することが必要である。

#### 4. 少子化・人口減少を見据えた広域連携の推進、持続可能な地域コミュニティの形成及び公共施設等の適正管理

##### (1) 少子化・人口減少を見据えた広域連携の推進、持続可能な地域コミュニティの形成

我が国では、人口構造の変化により、人手不足や人口急増期に集中的に整備してきたインフラの老朽化などの課題が顕在化している。将来の人口構造の姿を指し示す出生数は、近年、想定を上回るペースで減少を続けており、課題の深刻化が見込まれる。地方自治体が持続可能な形で行政サービスを提供し、住民の暮らしを支えていくためには、行政需要や経営資源に関する長期的・客観的な変化・課題を見通し、住民等と議論を重ね、ビジョンを共有した上で、地域や組織の枠を越えて、それぞれの資源を融通し合い、他の地方自治体や多様な主体と連携・協働していく視点が一層重要である。

国においては、資源制約に対応していくために、複数の地方自治体が、専門人材の確保・育成や公共施設の集約化・共同利用に連携して取り組むための環境整備を図ることが重要である。こうしたことを踏まえ、令和6年度から、都道府県等が市町村に専門人材を派遣する際の経費に対して地方財政措置を講じており、地方自治体においては、こうした措置を活用し、専門人材の確保等に係る地方自治体相互間の連携を推進していく必要がある。連携中枢都市圏・定住自立圏の取組の深化や複数の市町村による「地域の未来予測」の作成及び「目指す未来像」の議論も進むよう、引き続き、適切に地方財政措置を講じるべきである。さらに、地域運営組織をはじめとした地域コミュニティを持続可能なものとするため、その基盤となる自治会等を活性化させる地方自治体の取組に対し、適切に地方財政措置を講じるべきである。特に、市町村が、地域の多様な主体と連携・協働して地域課題の解決に取り組む団体を指定し、支援する取組について、積極的に後押ししていくべきである。

## (2) 公共施設等の適正管理

過去に建設された公共施設等が一斉に更新時期を迎えており、国土強靱化の観点からも、公共施設等の老朽化に適切に対応していく必要がある。地方財政が極めて厳しい状況において、必要な対策を着実に実施するためには、各地方自治体が、中長期的な視点に立って、公共施設等の計画的な集約化・複合化や長寿命化対策等を推進することにより、トータルコストを縮減し、財政負担を軽減・平準化していくことが重要である。

地方自治体の公共施設等の適正管理の取組を支援するために設けられた公共施設等適正管理推進事業債については、令和8年度までが事業期間とされており、国においては、同事業債の活用策、取組事例等の周知を行うなど、広く地方自治体の取組を後押しすべきである。あわせて、将来的な人口構造の変化への対応が深刻な課題であることを踏まえると、複数自治体による広域的な公共施設の集約化・共同利用など、適正管理を進めるための取組を更に強化する必要がある。

## 5. 全世代型社会保障構築を目指す改革

こども・子育てに加え、医療、介護等の社会保障施策の多くは、住民に身近な地方自治体により実施されており、地方自治体の果たす役割は極めて大きい。令和5年12月22日に閣議決定された「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」において、「医療・介護制度等の改革」についても、「時間軸」に沿った今後の取り組むべき課題が示されている。今後、着実に取組を進めるに当たっては、引き続き、国と地方が連携しながら、それぞれの役割を果たしていくべきである。

2025年を目指した地域医療構想の実現に向けては、医師偏在対策、医療従事者の働き方改革も含めて一体的に推進することが重要である。令和6年度は一部の区域において、国の伴走支援のもと、都道府県が改めて必要な検証、見直しを行うこととされており、引き続き国と地方が持続可能な地域医療提供体制の確保に向けた取組を進める必要がある。

国民健康保険については、都道府県が財政運営の責任主体となる制度となり、財政支援の拡充が行われたことを踏まえ、各地方自治体は、決算補填を目的とする法定外の一般会計からの繰入金等の計画的な解消に向けた取組を推進することが適当である。また、都道府県内保険料水準の統一に向けては、各都道府県の取組状況の分析、先進・優良事例の横展開に取り組むことが重要である。

なお、国民健康保険制度における普通調整交付金については、制度の基盤となる仕組みであり、見直しの議論をする場合は、所得調整機能を維持する観点から、慎重に検討すべきであり、地方の意見を十分に踏まえることが必要である。

介護保険制度については、軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方について検討を行うに当たって、地方の意見を十分に踏まえることが必要である。

## 第五 一般財源総額の確保等

### 1. 今後の地方歳出の構造の変化

地方自治体が行政サービスを安定的に提供していくためには、少子高齢化・人口減少への対応など増大する行政需要に対して、必要な歳出を適切に地方財政計画に計上することが必要である。

地方財政計画における近年の歳出の推移を見ると、国の制度に基づく社会保障関係費の増加を、給与関係経費や投資的経費（単独）の削減で吸収してきており、歳出総額は、ほぼ横ばいで推移してきた（資料5）。

社会保障関係費については、2025年に団塊の世代（1947～49年生まれ）全員が75歳以上の後期高齢者に移行することに伴う急激な増加が続くと見込まれている。その中でも、介護・医療等の経費がこれまで以上に増加することが見込まれており、国の法令や制度に基づいて義務的に生じる地方負担はますます大きくなることが想定される。

一方、給与関係経費、投資的経費や公債費については、これまでの傾向に変化が生じている。

まず、給与関係経費については、既に相当の職員削減が行われてきた中で（資料6）、DX・GXの推進、相次ぐ自然災害への対応や防災力の強化、地域における健康危機管理体制の強化、児童虐待防止対策といった行政需要の増加に適切に対応していくための人材を確保していく必要がある。また、物価高を上回る持続的で構造的な賃上げの実現のための取組が進められ、今後も、民間給与の継続的な上昇が見込まれる中で、地方自治体においても、人事委員会勧告等を踏まえつつ、地域における民間給与等の状況を勘案して適切に対処するとともに、国においては、地方財政計画に必要な経費を適切に計上する必要がある。

また、施設管理や様々なサービスに係る民間への委託料についても、地方自治体が物価高騰の影響や民間の賃上げの動きを適切に反映させることは、地方公務員の給与改定とあわせて、地域経済の好循環を実現するために重要であり、所要の財源を確保する必要がある。

投資的経費については、公共施設等の老朽化に伴う集約化・複合化や

長寿命化対策等の適正管理、維持補修や更新投資に加え、防災・減災、国土強靱化事業に対する財政需要の増加が見込まれる（資料7）。

さらに、公債費については、これまで減少傾向にあったものの、国内外の金融政策や物価の動向等の影響により、足下では金利が上昇し、これまでの低金利環境に変化が生じている。ひとたび金利が上昇すれば、利払費が年を追うごとに増加し、その影響が長期に及ぶことから、金利の上昇による地方財政への影響は長期にわたって生じることに留意することが必要である。これに加えて、中長期的には、公共施設等の老朽化対策や防災・減災、国土強靱化等に係る取組のための投資的経費が増加することにより、今後は減少しない可能性があり、その影響を踏まえた適切な地方財政計画への計上が必要である。

このように地方歳出の構造は、社会保障関係費の増加を、給与関係経費、投資的経費（単独）や公債費の削減・減少で吸収するという平成10年代以降続いてきた構造から大きく変化してきており、今後、喫緊の課題への取組も求められる中で、このような変化を踏まえた対応が求められる。



## 2. 一般財源総額の確保

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」（令和3年6月18日閣議決定）において、令和4年度から令和6年度までの3年間について、「交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされており、本年は、令和7年度以降の扱いが議論されることとなる。

地方自治体が行政サービスを安定的に提供し、日々直面する行政課題に対応していくためには、地方自治体の財政面での将来不安を取り除き、各地方自治体が予見可能性を持ちながら、計画的かつ安定的に財政運営を行うことができるようにすることが極めて重要である。

令和7年度以降においても、地方自治体の予見可能性や地方財政の安定化に留意しつつ、給与関係経費の増加や社会保障関係費の増加に加え、地域経済の好循環及び持続可能な地域社会の実現のために必要な行政需要を適切に地方財政計画の歳出に計上するとともに、地方歳出の構造変化を十分考慮した上で、必要な一般財源総額を確保していかねばならない。

### 3. 地方財政計画及び地方交付税の役割等

国と地方の財政の違い、地方の財源不足を巡る議論、地方財政計画の基本的役割、同計画における計画と決算の比較、枠計上経費についての考え方及び地方交付税の役割等については、これまで累次の当審議会意見で述べてきたとおりであり、今後も、これまで示してきた意見に沿って、適切に対応される必要がある。

なお、令和4年度決算において、基金残高が増加したが、これは、法人関係二税や固定資産税等の地方税収が当初見込みから増加したことを踏まえ、各地方自治体において、将来を見据えた財政運営として、災害や公共施設の老朽化対策など、将来的に歳出増大が見込まれる様々な行政課題への対応や、交付税の減額精算やコロナ関連の国庫支出金返還といった制度的要因への備えのため、基金への積立を行ったことによるものである。基金残高が増加したことをもって地方財政に余裕があると判断するのは適当ではない。今回の能登半島地震にみられたように、災害が激甚化・頻発化する中で、迅速に住民の命や生活を守るために必要な対策を講じる際や、新型コロナウイルス感染症対応の初期段階における国の補正予算に先んじて住民や事業者への緊急的な対策を講じる際に財政調整基金等が活用されたことで、不測の事態における財源として基金の意義が改めて認識されることとなったことを忘れてはならない。

## おわりに

本年度に施行 70 年を迎える地方交付税制度は、地方自治体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む住民にも合理的かつ妥当な行政サービスが提供できるよう財源を保障する機能を有している。この制度は、戦後の復興期、高度経済成長期、バブル経済期、その後のデフレ経済期という様々な社会経済環境の中にあっても、変わらずその役割を果たしてきた。

我が国の経済は、3 年以上にわたるコロナ禍を乗り越え、現在は緩やかな回復基調にあり、長らく続いたデフレからの脱却が期待されているが、一方で、我が国社会は、今後、本格的に人口減少・少子高齢化が進むことが見込まれる。

地方自治体は、人口減少・少子高齢化が更に進み、職員数の増加が見込めない中でも、デジタル化をはじめとする技術を最大限活用しつつ、公共サービスの質を維持・強化し、誰もが安心して暮らせる地域を守り続けなければならない。

そして、国は、地域を支える地方自治体が、直面する課題を乗り越え、未来志向の前向きな政策に安んじて取り組めるよう、的確かつ万全の措置を講じなければならない。

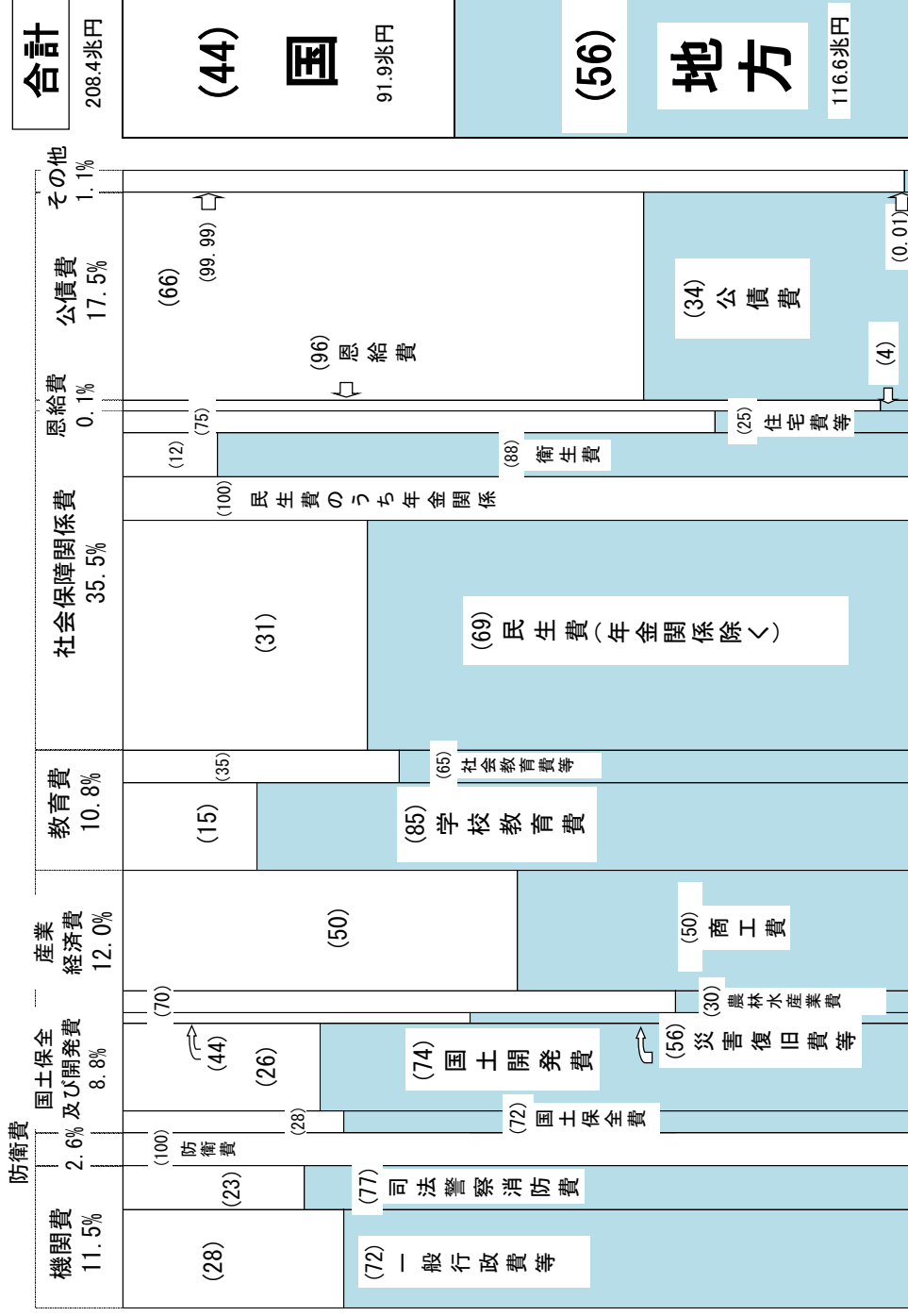
本審議会として、改めて、国と地方の双方に対し、来たるべき将来に向け、地域経済の好循環及び持続可能な地域社会を実現するという決意と行動を期待したい。

# 地方財政の果たす役割

## 資料1

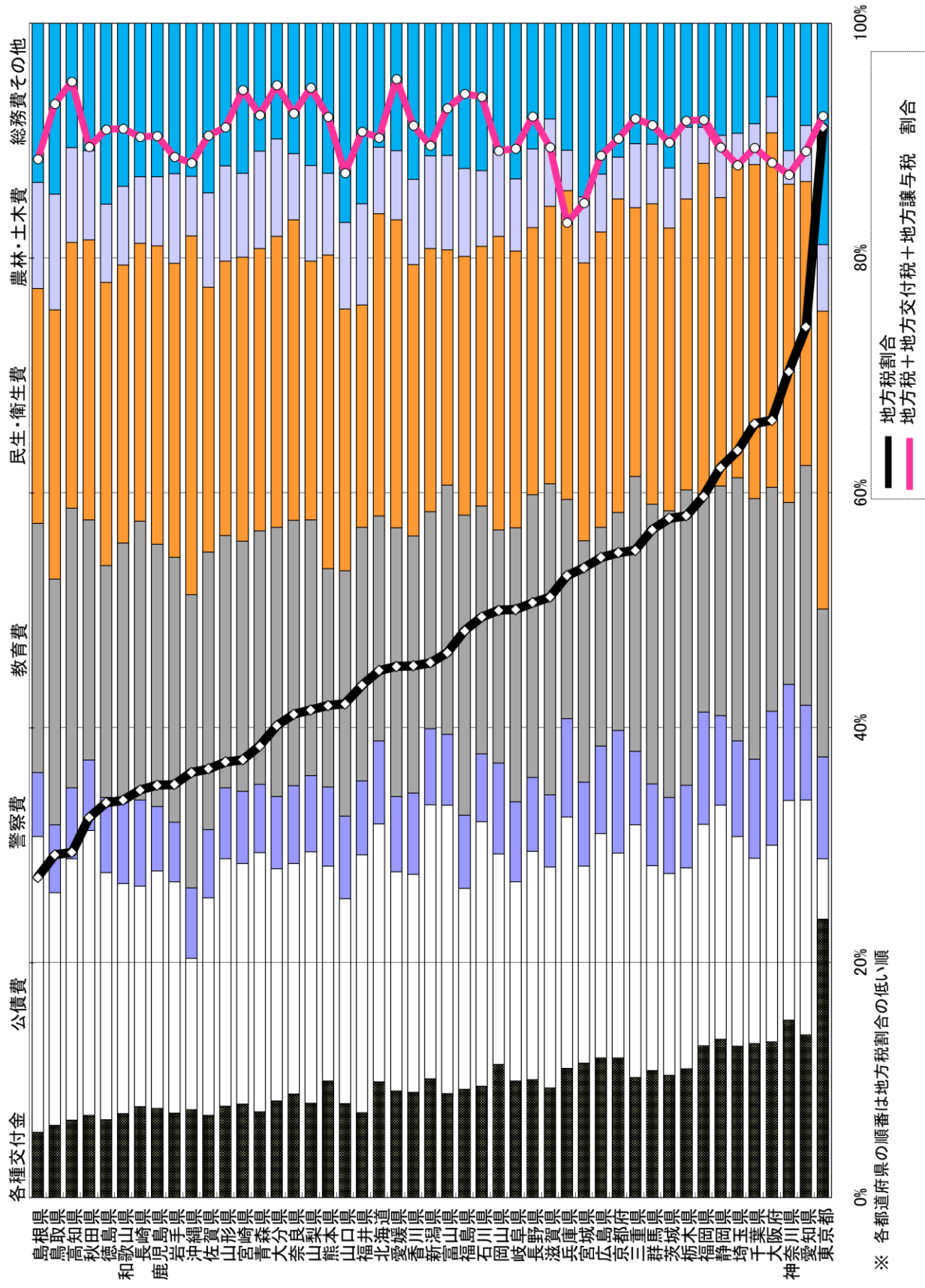
- 我が国の内政を担っているのは地方公共団体であり、国民生活に密接に関連する行政は、そのほとんどが地方団体の手で実施されている。
- その結果、政府支出に占める地方財政のウェイトは国と地方の歳出決算・最終支出ベースで56%となっている。

○ 国と地方の役割分担（令和4年度決算）  
 <歳出決算・最終支出ベース>



地方交付税による財源保障・財源調整の状況

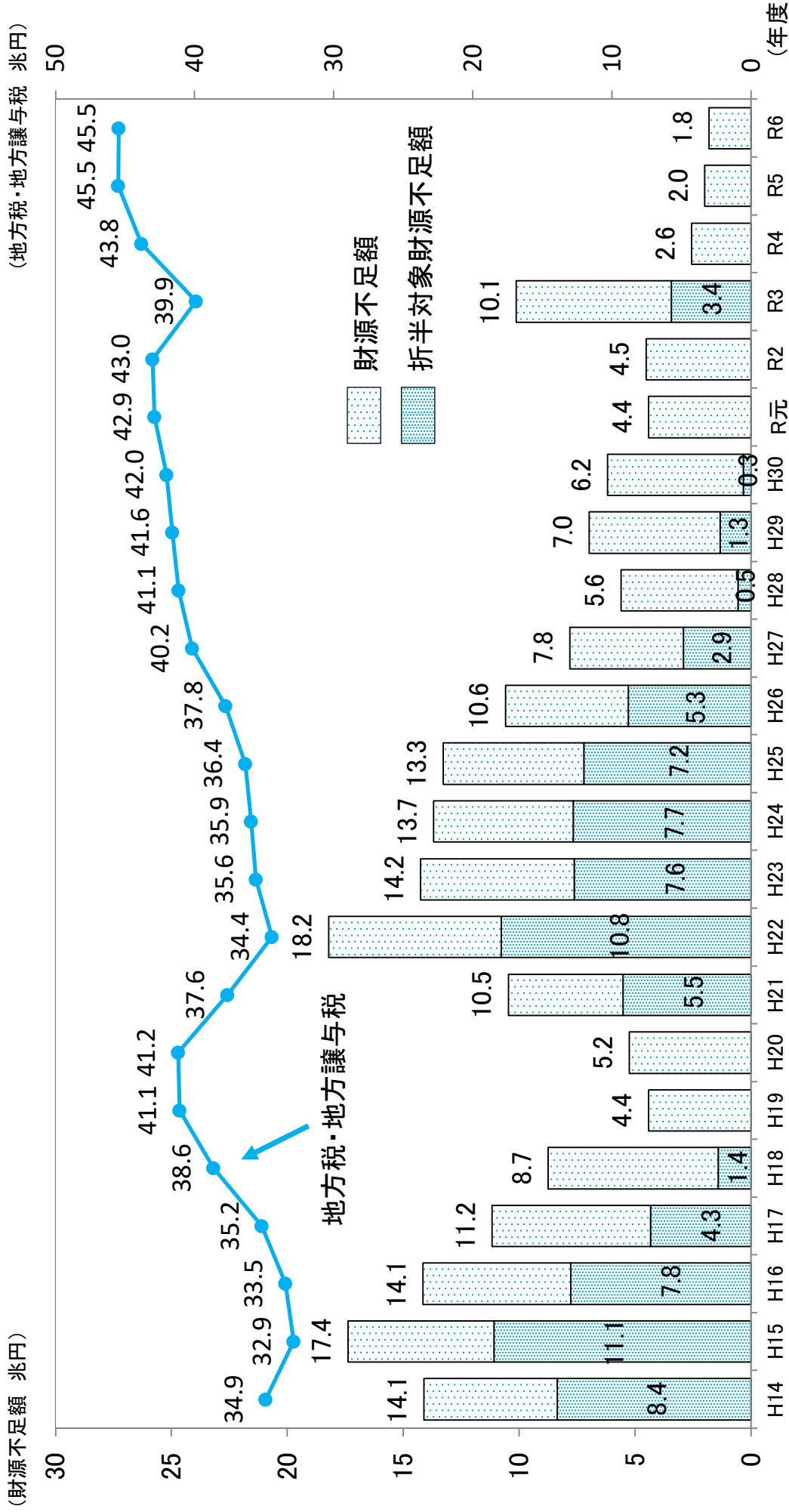
※ 令和4年度決算ベース



# 地方の財源不足額と地方税収

## 資料3

〔地方の財源不足額(地財計画ベース)の推移〕

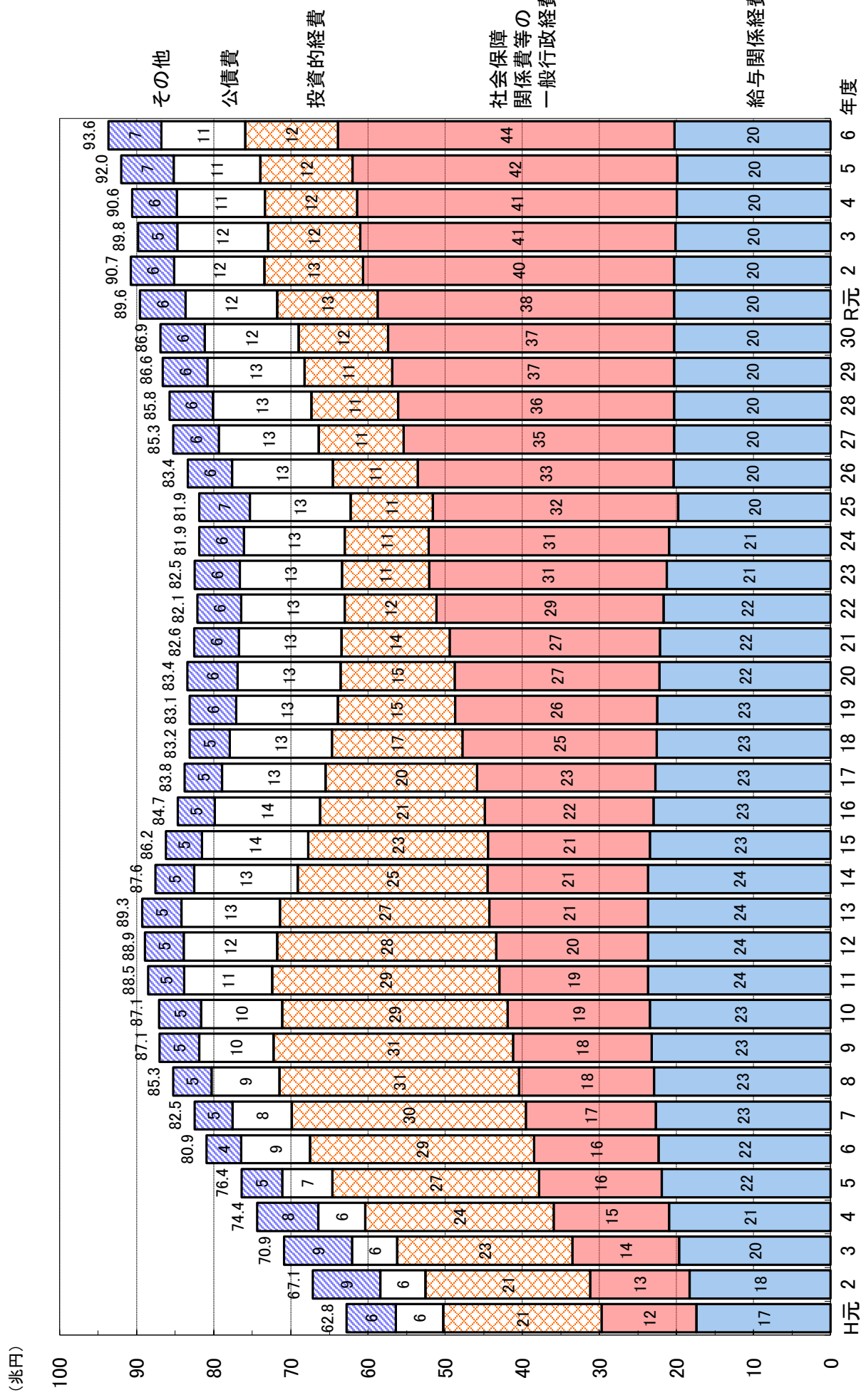


※ ( )は折半対象財源不足額

※ 令和3年度の地方税・地方譲与税は、令和2年度徴収猶予の特例分(0.2兆円)を除いている。



地方財政計画の歳出の推移

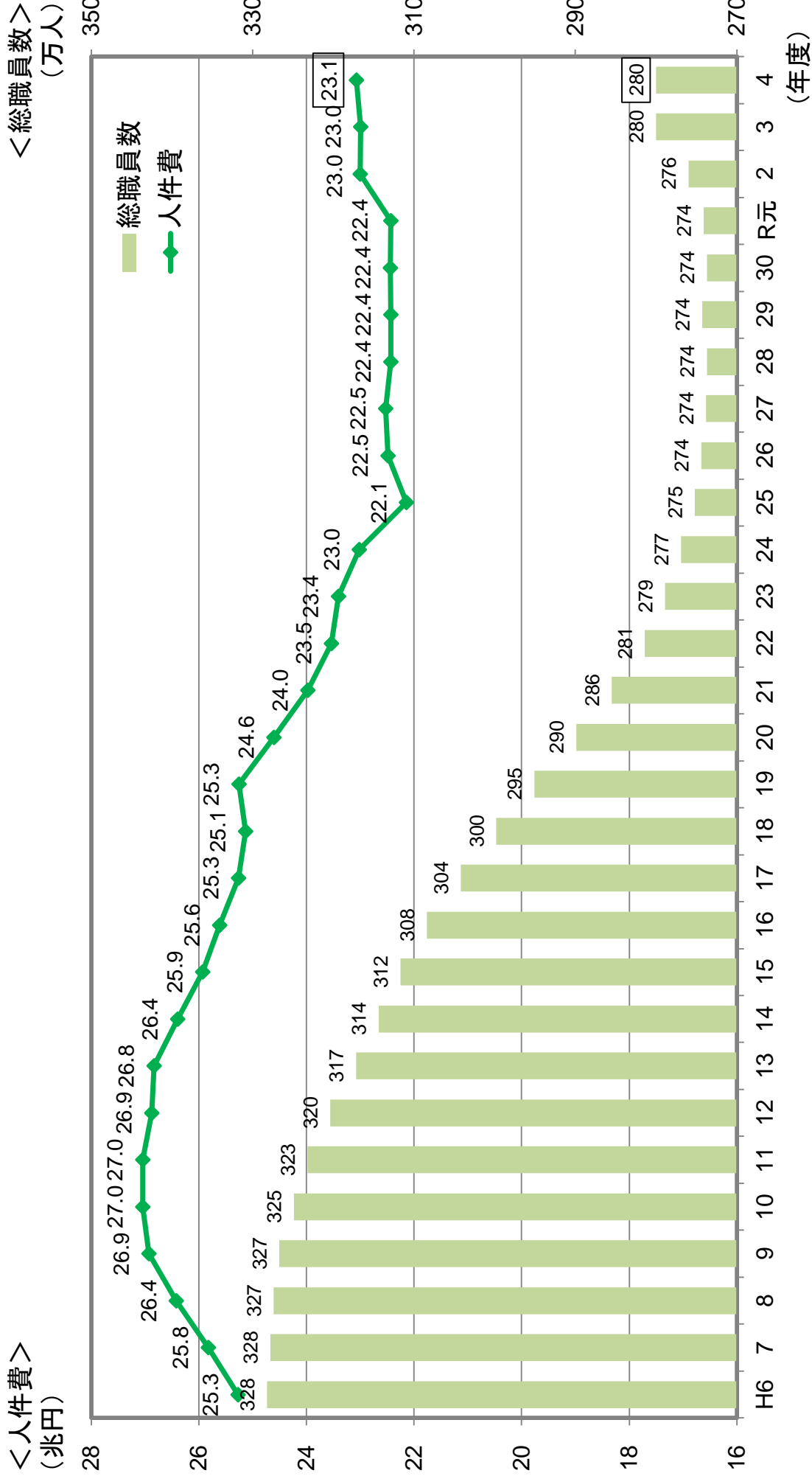




## 地方公務員の総職員数・人件費の推移

### 資料6

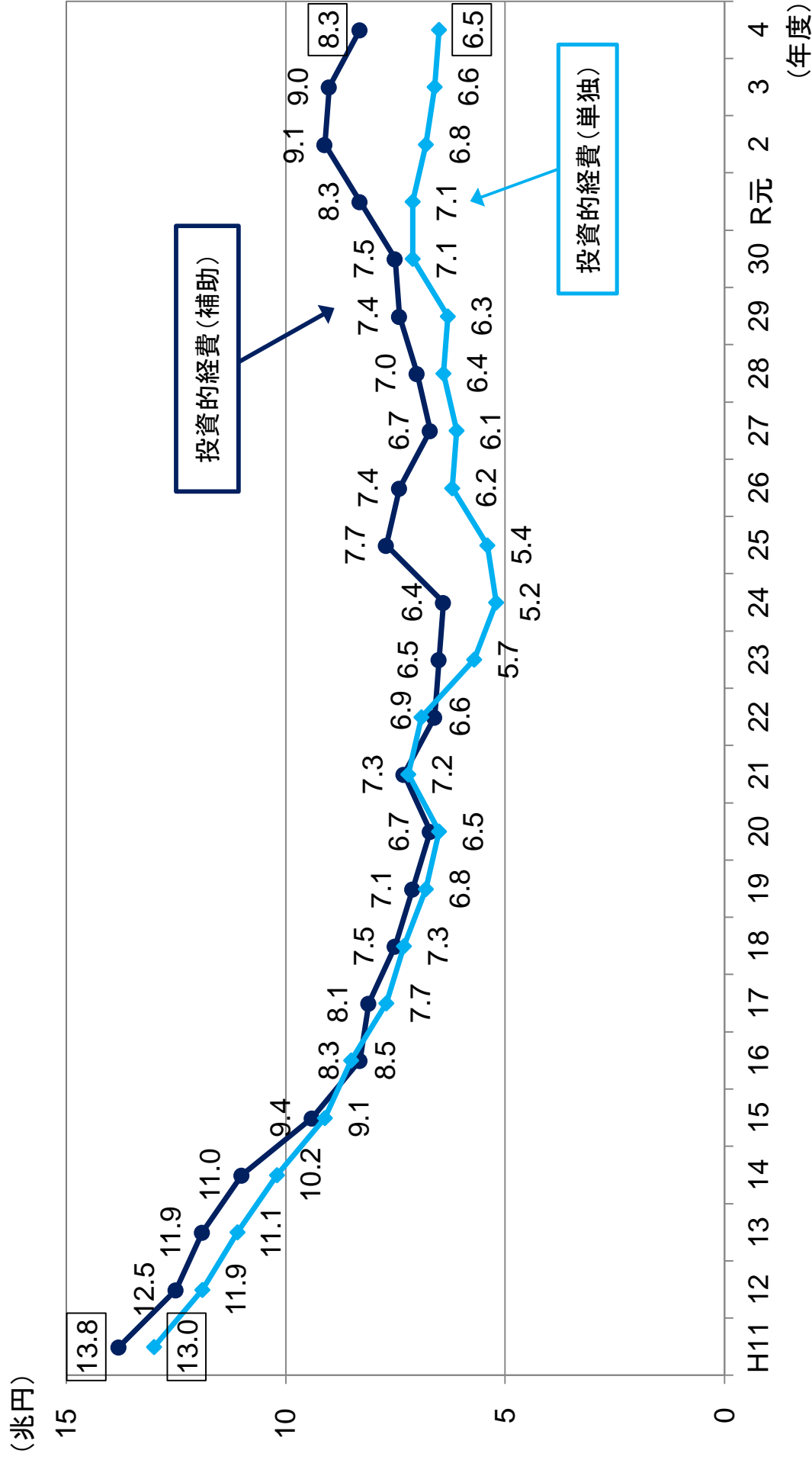
○ 令和4年度の総職員数は約280万人で、ピーク時(H6:約328万人)から約48万人(15%)減少。また、同年度の人件費(決算)は23.1兆円で、職員数の純減等によりピーク時(H11:27.0兆円)から3.9兆円(14%)減少している。



## 投資的経費の推移

### 資料7

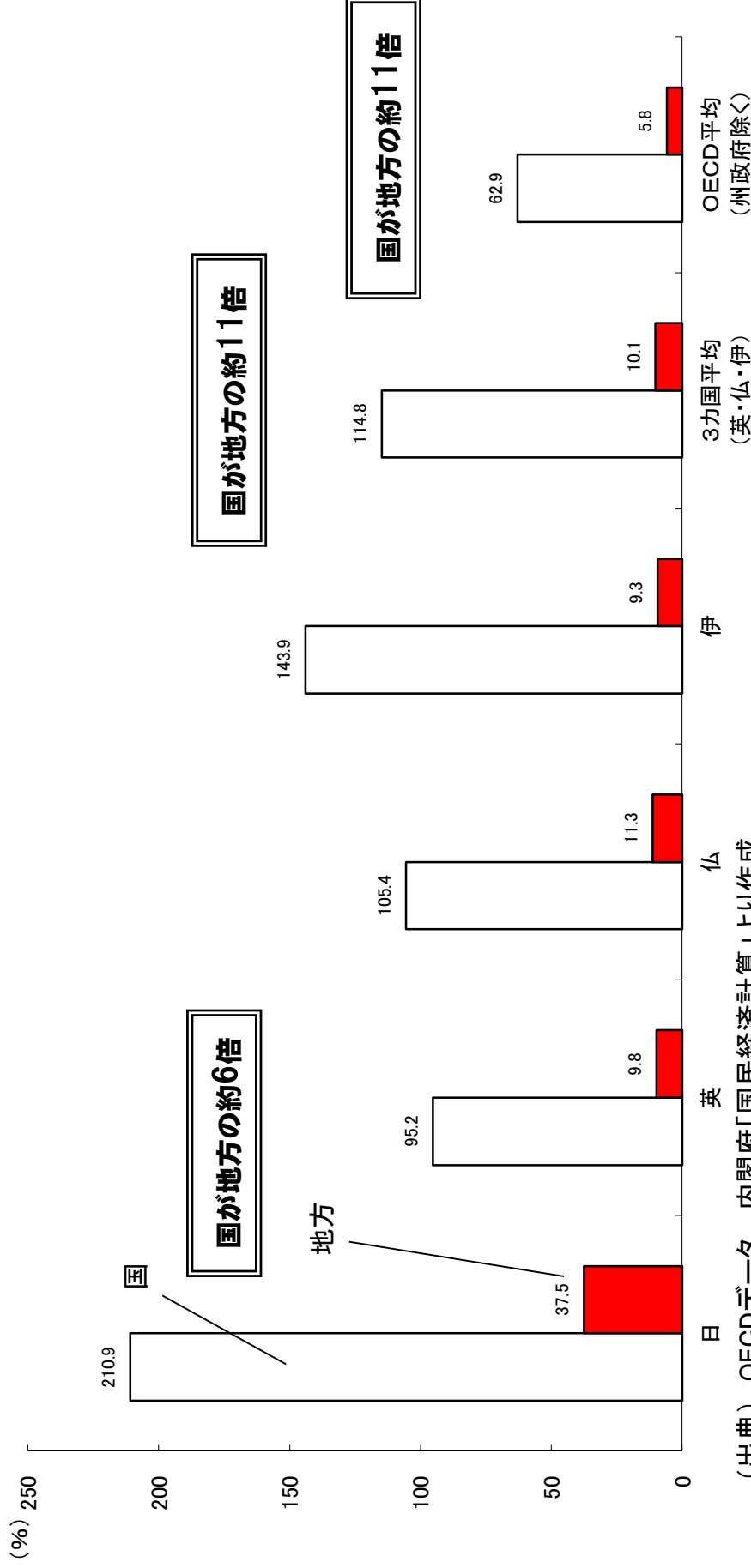
○ 投資的経費の決算は、過去20年間で単独・補助とも約6割に減少しているが、近年は、防災・減災、国土強靱化関連事業の増等により増加傾向。



## 国・地方の債務残高（GDP比）の国際比較【2022】

参考1

地方は、国と異なり、金融・経済・税制等の広範な権限を有しておらず、諸外国でも地方の財政赤字や債務残高は国よりも大幅に小さい。地方は一定のプライマリーバランスの黒字を確保して、早急に債務残高の縮減を図るべき。



(出典) OECDデータ、内閣府「国民経済計算」より作成。

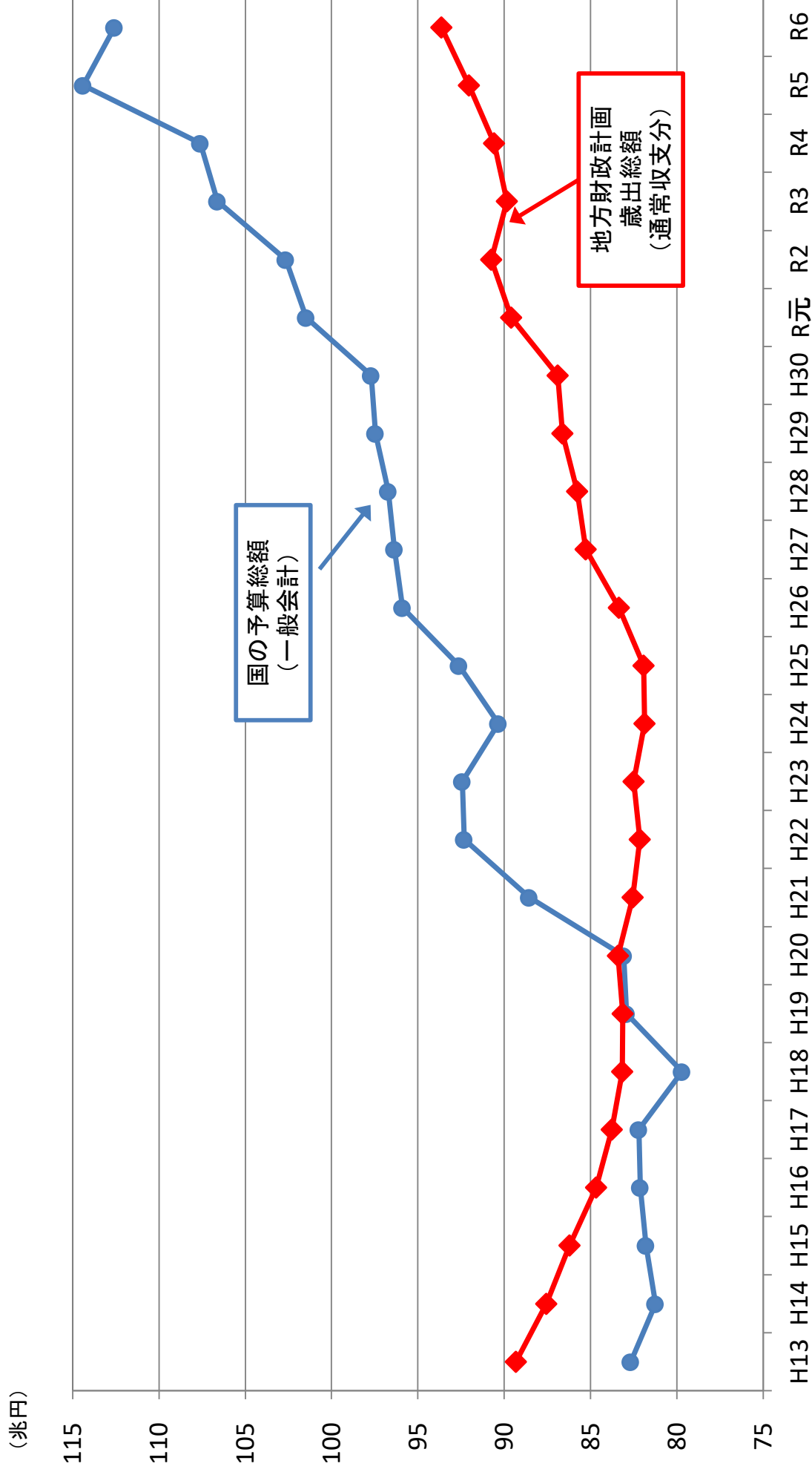
(注1) 日本については、「国民経済計算」2022年度年次推計の数値を使用。また、交付税特別会計借入金のうち、地方負担分である29.6兆円(2022年度末時点)は、地方の債務残高に含めている。

(注2) 一部の国については、暫定値を使用。

(注3) OECD平均については、連邦国家の場合、地方政府に州政府を含めていない。また日本を含めていない。

# 国の予算総額と地方財政計画歳出総額の推移

参考2



※ 国の予算総額(一般会計)は当初予算ベース

# 地方財政計画（通常収支分）の歳出の分析

参考3

地方財政計画（通常収支分）の歳出の大部分は、補助・地方単独とともに、小中高教職員・警察官等の人件費や社会保障関係費など、国の法令や制度等に基づく経費である。

給与関係経費	補助	費用	国	地方	地方
202,292	57,571	15,849		41,722	小中学校教職員等 地方警察官 22,281 消防職員 12,804 高校教職員 16,200 児童福祉司、ケースワーカー、 公立保育所保育士等の福祉関係職員 等
	地方単独 144,721			51,285	
	補助 251,417		111,421		
	地方単独 153,861		139,996		
一般行政経費					生活保護 介護保険(老人ホーム、ホームヘルプ等)、 後期高齢者医療、障害者自立支援 等 一般行政経費(単独)は社会保障など住民に身近な地方の様々な取組に対応
436,893					国の事業団等への出資金等 1,450 地方 費 152,411
	国保・後期高齢者 14,915				
	デジタル 地方創生推 進費 10,000				
	田舎暮らし 推進費 12,500				
	地域デジタル社 会推進費 2,500				
	地域社会再生事業費 4,200				
	直轄・補助 (公共事業等) 56,259				
投資的経費					国防都道府県繰入金、国保・後期高齢者保険基金安定制度(保険料軽減分)、 国保財政安定化支援事業
119,896					直轄事業負担金 5,471 国 費 26,377 地方 費 24,411
	地方単独 63,637				
公債費					清掃、農林水産業、道路橋りょう、河川海岸、都市計画、 公立高校 など
108,961					(注) 小・中学校、ごみ処理施設、社会福祉施設、道路等の事業で、 いわゆる国庫補助事業の総ぎざし単独や補助事業を補充する 事業等、国庫補助と密接に関係する事業も含まれる。
公営企業繰出金					上下水道、病院(高度医療等)等
23,202					企業債の元利償還に係るもの 13,059 上記以外 10,143
その他					
45,144					

補助等 61.0%  
単独 39.0%

直轄事業負担金 4.6%  
補助 42.3%  
単独 53.1%

地方交付税法(昭和25年法律第211号)

(歳入歳出総額の見込額の提出及び公表の義務)

第七条 内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

- 一 地方団体の歳入総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
  - イ 各税目ごとの課税標準額、税率、調定見込額及び徴収見込額
  - ロ 使用料及び手数料
  - ハ 起債額
  - ニ 国庫支出金
  - ホ 雑収入
- 二 地方団体の歳出総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
  - イ 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
  - ロ 国庫支出金に基づく経費の総額
  - ハ 地方債の利子及び元金償還金

【地方財政計画の役割】

- ① 地方団体が標準的な行政水準を確保できるよう地方財源を保障
- ② 国家財政・国民経済等との整合性の確保
  - 国の毎年度の予算編成を受けて、予算に盛り込まれた施策を具体化するとともに、地方財政との調整を図る。
- ③ 地方団体の毎年度の財政運営の指針

したがって、次に掲げるような経費は地方財政計画には計上していない。

- 歳入：超過課税、法定外普通税、法定外目的税
- 歳出：国家公務員の給与水準を超えて支給される給与

○ 所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額とされている地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源である。

**性 格**：本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば、国が地方に代わって徴収する地方税である(固有財源)。

(参考) 平成17年2月15日 衆・本会議 小泉総理大臣答弁

地方交付税改革の中で交付税の性格についてはという話ですが、地方交付税は、国税五税の一定割合が地方団体に法律上当然帰属するという意味において、地方の固有財源であると考えます。

**総 額**：所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%、地方法人税の全額

**種 類**：普通交付税 交付税総額の94%

特別交付税 交付税総額の 6%

※この他、東日本大震災の復旧・復興事業等の財源として別枠で確保する震災復興特別交付税がある

**交付時期**：普通交付税 4, 6, 9, 11月の4回に分けて交付

ただし、大規模災害による特別の財政需要の額等を考慮して繰上げ交付を行うことができる。

特別交付税 12, 3月の2回に分けて交付

ただし、大規模災害による特別の財政需要の額等を考慮して繰上げ交付を行うことができる。